よって、興味深い知見が得られたので報告する。 入寺帳が残存しており、施行された法規と具体的な事例を照合することが可能であると判断 以後、その枝葉となる細かな規定は事あるごとに出され、檀林制度としての体制が作られて したためである。特に、のちに増上寺第三十六世となった顕誉祐天の資料と対比することに いった。その規則は、寛文年間(一六六一~一六七三)以降に整備されていったようである。 今、ここに延宝から貞享年間(一六七三~一六八八)を取り上げる理由は、幸い増上寺の 徳川政権が成立し、その宗教政策上の根本法規として「元和條目」が発布された。それ

新たに入寺帳を参照し、檀林法制から祐天の立場を論じようとするものである。 なお、伝記資料を中心として当時の祐天の立場を明らかにしようと試みた拙文があるが、

●入寺・帰山・他山

六七五)十月から天和三年(一六八三)四月まで欠落している。 入寺した檀林主の随身者数を年代順に追ってみたい。ただし、入寺帳は途中、延宝三年(一 入寺・帰山・他山に対する規定を『増上寺資料集』から拾い、入寺帳の記述から増上寺へ

素性をはっきりさせることを求めている。翌十二年(一六七二)には、初入寺の者に、入寺 年月日を書き付けた判形を所持することが義務付けらるようになった。 寺帳の整備とそれを毎年正月に増上寺へ届けることが義務付けられ、他山の者の入寺はその される掟書が出されている。次に入寺に関する規定は寛文十一年(一六七一)に出され、入 初入寺に関しては、寛永九年(一六三二)に、十五歳未満の者、三経不読僧の入寺が禁止

|歴天上人随身衆(寛文九年十月十日、一六六九)」の他山四十八名帰山十七名、計六十五名、 このような法令の出される中、入寺帳から増上寺への随身衆として他山帰山した僧の数は、

録として残っている。 珂天上人随身衆 (延宝二年五月二日、一六七四) の他山八十四名帰山九名、計九十三名が記

ているが、萬無は知恩院へ入院したため、その随身衆を増上寺に託すことになったものと考 また、「萬無上人直弟(延宝二年七月一日)」の他山五名帰山一名、計六名も入寺を果たし

として、上座とは増上寺五十僧以上ということが確認されている。この條令の出されたきっ 次に、延宝三年(一六七五)の條令で増上寺方丈入院のとき、上座の僧は二人までとされ、 えられる。のちの例から見ると、おそらく例外的措置として許可されたものと考えられる。 山帰山 の所化の座配はその器量によることが謳われた。また延宝九年 (一六八一)に追加**

応上人随身衆 したことに対する基準作りにあったと見ることができる。 かけは、これまでも百名近くの随身衆が増上寺に一度に入寺しており、また延宝三年に「詮 (延宝三年七月十七日)」として、他山九十七名帰山二十一名の計百一名が入寺

帰 となって増上寺へ入寺することができなかったのである。 すなわち、 した檀通の随身であった。すなわち、これまで随身衆の数が多かったのは、増上寺への他山 山は相応 またここで、注目すべきことは、詮応の随身衆の中に祐天の名があることである。このと 祐天は無部の帰 たまたま自分の在籍している檀林の住職が増上寺へ栄転しなければ、その随身衆 の理由がなければ困難な状況にあったことを表している数字と見ることができる。 山僧として名を連ねているが、祐天は延宝二年光明寺住職となって遷化

て他山十六名帰山四名が入寺、「幡随院岳翁和尚随身衆(貞享二年十一月五日)」として他山 化した場合は、その随身衆に増上寺への入寺が初めて公式に認められたのである。 ののち「霊巌寺連的和尚随身衆 貞享二年(一六八五)に、このことを裏付ける條

令が出された。すなわち、 (貞享二年八月十八日、一六八五) (同年十月六日)」 とし 檀 林住 事実、こ 職 が

六名帰山六名が入寺、「光明寺霊円和尚弟子(貞享三年二月十六日)」として他山八名、 寺南察和尚随身(貞享三年十一月五日)」として他山五名帰山一名の六名が入寺を果たしてい 「勝願

る。

限されていったのである。 その代わりに、増上寺への随身の数が五十人に制限され、他の江戸檀林の新入寺者数も制

その規則の成立過程を入寺帳の記録が良く物語っていると言えよう。 枠ができ、 ちょうど五十名となっている。このように、延宝から貞享という年代にかけて入寺規則の大 この規則の実効により、「古岩上人随身衆(貞享三年四月五日)」は他山四十名帰山十名で その後正月に籤によって入寺者を決定するという制度ができ上がっていったが、

●帰山後の 祐天の帰山と

光明寺第四十三世檀通は延宝二年八月二日に入寂した。祐天はその檀通の随身として光明 ここで檀林規則と、祐天の帰山と帰山後の立場について触れておきたい。

伝記などの資料に帰山の時期を明確にしているものは少ない。

しかし、

入寺帳

寺にいたが、

の記述から詮応の随身として増上寺への入寺を果たしたことが明らかとなった。当時祐天は

三十九歳であった。

らは、 僧 ており、 入寺の月行事が孤雲であり、祐天はのちに孤雲寮を引き継いだことが『縁山志』からわかっ 見られる。「輪下」「本席」という言葉が使われ、上座には入っていないことがわかる。 年となり、 祐天は、 の地位の高さがうかがわれる。 帰山 月行事が寮などの面倒を見ていたことが推測される。 伝記によると十二歳で出家し、増上寺に入寺している。 順調なら無部から上座の席に上がろうかという年代と思われる。 (無部) の四番目に記載され、 帰山時点での祐天の立場については、 他山の二十九年の僧より上に記されており、 したがって法臘は三 伝記に若干の記述が 入寺帳の記述か なお、 十七七 帰山

四

たのも、

定のルールに従って選出されたことが知られている。そのルールについての規則が出され

増上寺の学頭から順に出世したのではなく、

この延宝から貞享にかけての年代であった。諸檀林の学頭が出世する権利を有して

檀林のうち、香衣檀林十二か寺については、

てが、その問題の表出した年代であると見ることができる。 ったことが、出された規則などから知ることができる。ちょうど、この延宝から貞享にかけ を続ける学僧が多くなると、増上寺等の檀林所へ入寺するたびにその地位が大きな問題とな いたことは容易に理解されるところであるが、先のように随身衆として、師僧に従って学問

次に、檀林入院の規則と増上寺からの出世の状況について具体的に見ていきたい

詞を提出し、月行事十二人、檀林十六か寺の伴頭の二十八僧から、 延宝三年、まず香衣檀林十二か寺の後住については、増上寺月行事十二人と役者四人が誓 座の高下によらず、

相応の僧を選び、増上寺で二人を推薦することが定められた。

ならびに江戸檀林四か所の二臘が加えられた。この貞享二年は霊山寺が檀林として復興した 入札制度が確立した。その内容は、入札の有権者として従来の有権者に加えて諸檀林の住持 延宝九年には、入札にあたっての依怙贔屓をしないなどの心構えが定められ、貞享二年に 江戸檀林四か所として明示されている。***

最終的に、この入札制度がまとめられたのが「寺社奉行連署増上寺條令達」(貞享二年)で

り入れられた入札制度が確立した。 ある。これまでは、 その内容は、 毎年正月に檀林住職が増上寺に集まる際にこれはと思う者を入札しておき、 幕府の意向が強く働いていた制度であったが、 一定の民主的ルールが取

その年に香衣檀林に空きができたときは、 その他の有権者の入札結果を合わせ、その結果を

月行事十二人、諸檀林伴頭十七人の二十九僧から解間寺持の僧を除き、 と判断された者が選ばれる。 もとに次期住職の候補者二名を寺社奉行に差し出すというものである。 有権者は各檀林の住職、 増上寺上座三十八僧、 檀林住持相応の器量 被入札人は、増上寺 所化役者両

それに江戸檀林四か所の二臘四人であった。

義務付けられた。 を寺社奉行所へ差し出すこととなった。また被入札人および有権者ともに誓詞を記すことも したがって、被入札人である十七檀林の伴頭の経歴なども増上寺へ報告し、 増上寺はそれ

どこへ出世したか、 次に、延宝三年に條令が出て以来、貞享三年に制度が確立するまでの間、 入寺帳から探ってみたい どのような人が

- が全く同じであるということである。入札に関する條令が出されたのが、貞享二年である から制度が確立するまで、檀林への出世を認めなかった可能性が高 表一(次頁の表、参照)を見てまず気付くのは、貞享元年と貞享二年の十二行事のメンバ

Щ の記録と比較して席次に移動が見られる。すなわち、貞享二年の四月から十一月の間に、相 れる。幸いにも、 とが決まった年であった。そのときに誰を檀林主とするかも大きな問題となったことが推さ もう一つ考えられることは、貞享二年は、檀林として中絶していた霊山寺が復興されるこ 秀道の三名がそれぞれ出世を果たし、呑啓が退山している。 霊山寺復興時の席順がわかる資料が残存しており、 それによると、 入寺帳

表 入寺帳から見た月行事名

E, ZJF	士二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	閏五月	五月					天和三年
見具は		慈雲	圓意					檀竜	南通					月行事
		士月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	一月	一月	貞享元年
		廓瑩	聖位	徹道	慈雲	圓意	全波	吞啓	祐天	鑑了	秀道	春應	相山	月行事
0		士一月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	一月	一月	貞享二年
		廓瑩	聖意	徹道	慈雲	圓意	全波	吞啓	祐天	鑑了	秀道	春應	相山	月行事
		意覚	玄了	圓鏡	岳雲	廓瑩	聖位	徹道	慈雲	圓位	全波	祐天	鑑了	霊山寺復興
	士月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	閏三月	三月	三月	一月	貞享三年
	圓理	寂仙	門秀	意覚	絃良	圓鏡	嶽雲		聖意	慈雲	全波	祐天	鑑了	月行事
		士一月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	一月	一月	貞享四年
			了秀	可辨	察翁	長巌	淳甫	詮察	雲臥	圓理	寂仙	門秀		月行事
		土戸	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	一月	一月	貞享五年
		三貞	意哲	圓碩	了秀	可辨	察翁	長巖	淳甫	詮察	雲臥	圓理		月行事

注 霊山寺復興は『増上寺資料集』による。

貞享三年	貞享三年	貞享二年	貞享二年	貞享二年(三年八月)	貞享二年 (三年)	
鑑了(本所霊山寺)	徹道 (生実大巖寺)	圓意 (館林善導寺)	秀道(浅草幡随院)	春應(深川霊巌寺)	相山(駿府宝台院)	
貞享四年	貞享四年 (四年秋)	貞享三年 (三年)	貞享三年 (三年六月)	貞享三年 (三年)	貞享三年	
門秀(江戸崎大念寺)	意覚 (瀧山大善寺)	絃良 (結城弘経寺)	廓瑩(本所霊山寺)	聖意 (筑後善導寺)	慈雲 (岩付浄国寺)	

入寺帳から推定した各月行事の出世時期について

また、霊山寺復興ののち、貞享三年閏三月までの間に四臘の位置から圓意が出世を果たし、

徹道も六臘から大巖寺へ晋董した。

貞享二年から四年までの状況の異常さが理解されるところである。 禄二年までは三名、二年から三年までは一名、というように、ほぼ二~三名で推移している。 わかる。貞享四年以降の月行事の移動を見ると、四年から五年までは二名、貞享五年から元 る。さらに、貞享二年の月行事のうち、貞享四年の月行事に残った者は一人もいないことが このように、貞享二年と貞享三年の月行事を比較してみると、六名の者が出世したのであ

って、鑑了、徹道、慈雲、聖意、廓瑩、絃良の六名が票を集めたと考えることができる。 しかしながら、貞享二年に駆け込み出世が行われたと見ることができ、貞享三年の入札によ 條令の日付けをそのまま読めば、最初の入札は貞享三年の正月に実施されたはずである。

祐天の隠棲の状況

み出世に問題はなかったのであろうか。そのことについて、祐天の隠棲の記事から当時の様

それでは、貞享三年の入札がスムースに行われたのであろうか。そして、その前の駆け込

子を垣間見ることができる。

略※10 下書』がある。その完の巻に「不」虞出縁山学舎而退」とある。それを補うように附巻に次の下。 とあり、 り隠操の志し切にして世栄をもとめず故に年五十歳にして貞享三寅年故ありて縁山を隠退す。 祐天の伝記ものちに作られたものには、「将に檀林に住すべきの職長にいたる然るにもとよ には「忽遭」屯」とあり、 檀林主になることを望まなかったとの記述が見られる。ところが、早くに成った 何か事件を想起させる。最も事件を詳述する記録に 『実録

ような記述がある。 二,臘次,,学頭,時有上不,虞乱, 師 在 |縁山学舎|道高名徧矣故衆人帰向受」化者早莫連綿不」絶也既而席列 僧階 一而間 |隔於師||学頭及三老某同時出+進二箇檀林-

也師於」是不」克忍」之遂遁隱矣竊聞此是由 他妬忌奸曲所,作至」遇 此不祥 云一時

屯

|難聖賢尚不」追者古昔既然況季世哉噫

抗が、弟子たちの間で相当あったことが推察される。 この 記事より、貞享二年新規則発効の前後にお いて、 僧階を乱すということに対しての抵

£ \$ う事績に対する縁山での見方などが深くかかわっていたと考えることができるであろう。 また、このことは帰山・他山僧に対する軋轢やすでに噂になっていたろう「怨霊得脱」と

保ってきた。そのことが、増上寺への入寺者を著しく増加させる結果を生んだことは想像に 増上寺の肥大化であった。増上寺は総録所としての権威を持ち、徳川家とのかかわりを強く 元和條目以降、浄土宗教団が成長発展する課程において、大きな問題として出てきたのが、

治体制のもと、徐々に管理体制が整えられ、延宝から貞享年間に一つの民主化が図られた結 最初のうちは、 緩やかだった入寺の規定も、およそ七十年間という徳川幕府の安定した政

果が、上述の法令の整備となったと考えられる。

の管理はより厳しくなり、檀林主の入札制度も確立していったのである。 |時期に一時的な檀林出世に対する混乱は見られたものの、体制としては増上寺入寺へ

する原動力ともなった点で、予期せぬ浄土宗中興の役割を果たしたと言えるであろう。 立させる大きな転換期とも言えるが、祐天を隠棲させ、念仏が江戸を中心に広い範囲で弘通 が誕生することになったのも皮肉な結果と言わざるをえない。この制度改革は、 声を江戸に広めることとなり、 しかしながら、この制度改革の陰に祐天という僧の退隠があり、それがまた逆に祐天の名 制度化された入札によらず綱吉の台命という頭越しの檀林主 檀林制を確

* * * * 3 2 1

「入寺帳」については、長谷川匡俊

『増上寺資料集』 一、八六頁

拙文「増上寺第三十六世顕誉祐天の経歴)その二、三の問題)」(『大正大学大学院研究論集』二十、

一五九頁)

を参照

それぞれ『長谷川仏教文化研究所年報』9、『仏教と社会事業と教育と』、『長谷川仏教文化研究所年報』11所収、

「増上寺所蔵入寺帳の研究」(1)~(3)、

* 14 * 13 **%** 12 * 11 **※** 10 **% %** * 7 **%** 5 このことについては、拙文「増上寺第三十六世顕誉祐天と桂昌院」(『佛教論叢』四十、八六頁)を参照 累物語として有名な『死霊解脱物語聞書』に見られるように、祐天が念仏で怨霊を得脱したというような事柄. 祐天の伝記については、拙文(前掲)を参照。 「関東諸檀林掟書」(『増上寺資料集』一、一五五頁) 「照誉了学所化入寺掟書」(『増上寺資料集』一、一一八頁) 『縁山志』(『浄全』十九、四九六頁) 「浅草霊山寺檀林再興之記録」(『増上寺資料集』 一、二〇二頁 『増上寺資料集』一、二〇四頁 『浄全』十九、四三〇頁 「老中連署増上寺條令」(『増上寺資料集』一、二〇〇頁) 「老中連署諸檀林入院條令并ニ同追加」(『増上寺資料集』 「関東諸檀林掟書」(『増上寺資料集』一、一六〇頁) 浄土伝統総系譜」中(『浄全』十九、七六頁) 一、一六一頁